

2024年3月1日

電気供給約款等の変更に関するお知らせ

大阪ガスの電気をご利用くださりありがとうございます。

当社は2024年4月1日付で電気供給約款および電気受給約款を変更いたします。

主な変更点は下記に記載の通りとなります。

記

①電気料金単価の変更（電気供給約款）

変更内容は以下のURLにてご確認ください。

https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2024/1776852_56470.html

②スマモル賃貸プランにおけるサービスの追加（電気供給約款）

付帯サービスとして健康相談サービスを新たに追加します。また、ご利用いただけるスマートロックの種類を追加します。

③発電側課金制度の導入に伴う規定の追加（電気受給約款）

発電側課金制度の導入に伴って当社が系統連系受電サービス契約について、送配電事業者の代理としてお客さまと契約を締結すること等を追記いたします。

※当社の電気を継続してご利用いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

※変更をご承諾いただけない場合は2024年4月15日までにお問い合わせ先（0120-600-032）までご連絡をお願いいたします。なお、解約金の定めのあるプランをご契約のお客さまで、2024年4月15日までに上記お問い合わせ先までご連絡をいただいた場合、当社は解約金をいたしません。

以上